



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第69回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

消費税増税への対応

平成26年4月から5%の消費税率が8%になります。最近、消費税率の引上げ前の購入を勧めるセールスが増えており、3月中に多目に飼料などの生産資材を仕入れておこうとする酪農家の方も見受けられます。しかし、平成26年3月までに生産資材を購入したり設備投資をしたりすることが本当に得なのでしょうか？

結論から言えば、一般課税の方の場合はNOです。一般課税の場合、消費税の税率引上げによって仕入れに係る消費税が増えた分は仕入税額控除の対象となり、納税額から差し引かれます。4月以降に購入した場合には購入金額に含まれる税率引上げ分の消費税を一時的に負担することになりますが、その分を消費税の計算上、納税額から差し引きくことができます。このため、購入金額に含まれる消費税と納税分の消費税とを合わせたトータルの消費税負担は変わりません。4月以降に購入しても間に合う分を3月に前倒しして購入するとかえって資金繰りに悪影響を及ぼします。

これに対して、消費税の簡易課税を選択している方や免税事業者の事業者の場合は「YES」、つまり平成26年3月まで購入した方が得になります。免税事業者や簡易課税選択事業者については消費税の税率引上げによって仕入れに係る消費税が増えた分の控除が出来ないため負担が増えるからです。しかしながら、この際本当に簡易課税の方が有利なのか見直してみる必要があります。また、昨年末に閣議決定された平成26年度税制改正大綱では、消費税の軽減税率制度について税率10%時に導入するとしています。食料品の税率に軽減税率が導入された場合、簡易課税制度の見直しが行われない限り、酪農など食料品を生産する農業では簡易課税制度を選択していると不利になります。

■「一般課税」と「簡易課税」

消費税は、課税売上げにかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税(=仕入控除税額)を差し引いて消費税を計算するのが原則的な方法で、これを「一般課税(または本則課税)」といいます。「一般課税」と「簡易課税」で、どちらが有利かは経営内容

によって異なりますが、酪農経営では飼料価格高騰などで飼料費の割合が高まっており、「一般課税」が有利な経営が増えてきています。

「簡易課税制度」とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして仕入控除税額を計算する制度です。具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を掛けて計算した金額を仕入控除税額とみなします。

これは、煩雑な課税仕入れ等の判定を行わずに済むように中小事業者の事務負担に配慮したものです。このため「簡易課税制度」では、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高のみから納付税額を計算することができます。

「一般課税」と「簡易課税」の消費税の納付税額の違いは、次のとおりです。

【一般課税】

納付消費税額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

【簡易課税】

納付消費税額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

耕種の農業については、一般的に課税売上高に対する実際の課税仕入れの割合がみなし仕入率(70%)よりも低いため、「簡易課税制度」を選択した方が有利です。反対に畜産農業では一般的に「一般課税」の方が有利になります。酪農の場合にも「一般課税」が有利な場合が多いのですが、自給飼料が主体の酪農経営については「簡易課税」が有利な場合もあります。

なお、通常の年では「簡易課税」が有利な場合であっても、設備投資をした年には設備投資も課税仕入れとなるため「一般課税」が有利になる場合もあります。「簡易課税制度」の適用を受けている事業者が設備投資をする場合には、「一般課税」に戻した方が有利かどうか必ず検討してください。

今回は引き続き「簡易課税」について話題に触れてみたいと思います。